

きんめだい及びきだいに關する東シナ海はえ縄漁業の資源管理協定

協定締結日 令和 6 年 3 月 1 1 日

協定認定日 令和 6 年 3 月 2 6 日

(目的)

第 1 条 本協定は、きんめだい及びきだいの管理に關して、当該水産資源の資源管理の目標の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に關して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(定義)

第 2 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 きんめだい 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号。以下同じ。）別紙第 3－24 に定めるきんめだい太平洋系群（東シナ海海域）をいう。
- 二 きだい 資源管理基本方針別紙第 3－23 に定めるきだい日本海・東シナ海系群をいう。
- 三 東シナ海はえ縄漁業 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 2 条第 4 号に掲げる東シナ海はえ縄漁業を営む者が行うはえ縄漁業をいう。
- 四 操業 きんめだい及びきだいの採捕及びそれに付随する探索、集魚その他これらに準ずる行為をいう。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第 3 条 本協定の対象となる水域は、東シナ海海域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、きんめだい及びきだいとする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、東シナ海はえ縄漁業とする。

(資源管理の目標)

第 4 条 本協定における資源管理の目標は、資源管理基本方針別紙第 3－23、別紙 3－24 に定める目標とする。

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第 5 条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの間に合計 7 0 日以上の日数を休漁日とする（なお、原則月に 5 日以上休漁日を行うことに努める）。

(取組の履行確認に関する事項)

第 6 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年 1 回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第 1 項の履行確認は、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第 1 項の履行確認においては、漁獲成績報告書などの客観的に履行確認可能な証拠を基に確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第 7 条 全ての参加者は、漁業法（昭和 24 年漁業法第 267 号。以下「法」という。）第 5 2 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に国、資源管理協議会及び協定管理委員会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 8 条 第 5 条の具体的な取組の対象水産資源の保存及び管理に対する有効性を確認する

ため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象水産資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針において当該水産資源に重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、国に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について参加者間で調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、全参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は当該参加者の違反を国に申し出るとともに、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び関係都道府県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。
- 3 第1項の前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が本協定の存続（本協定が法第124条第1項の認定を受けている場合にあっては、当該認定）自体に影響を及ぼしかねない程の極めて重大なものであった場合には、当該参加者は本協定を脱退しなければならない。
- 4 第1項の調査及び協議の結果並びに前2項の違反の程度の認定の承認に当たっては、本協定の参加者の決議を経るものとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 協定代表者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

(議決権及び決議)

第12条 本協定の参加者の議決権は、1参加者につき1票を有するものとする。

- 2 本協定の決議は、次項各号に掲げる事項を除き、議決権の過半数をもって行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる事項の決議は、それぞれ当該各号に定める議決権をもって行うものとする。
 - 一 第9条第4項の調査及び協議の結果並びに違反の程度の認定の承認 議決権（当該違反をした参加者の有するものを除く。）の3分の2
 - 二 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領、規約等の制定、変更及び廃止 議決権の3分の2
 - 三 本協定の廃止 議決権の5分の4
 - 四 農林水産大臣に対する法第126条第3項の規定による必要な措置の求め 全議決権

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

- 2 本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）は、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。

附 則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

（本協定の参加者）
別紙のとおり。

（以上）